

令和7年度  
福島町議会定例会  
12月会議議案

福島町







議案第35号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p>

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(宿日直手当)

第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員にはその勤務1回につき4,400円をこえない範囲内において任命権者が定めた額を宿日直手当として支給する。

(期末手当)

第18条 (略)

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(宿日直手当)

第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員にはその勤務1回につき4,700円をこえない範囲内において任命権者が定めた額を宿日直手当として支給する。

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基

<p>礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>礎額に、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

別表1を次のように改める。

別表第1  
給料表

職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800

27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600

68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			

109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第2条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中</p>

<p><u>「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。</u></p> <p>4・5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。</u></p> <p>4・5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下この項及び次条において「給

与条例」という。)第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び附則第3条の規定は令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(暫定再任用短時間勤務職員に対する寒冷地手当の支給)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員であつて地方公務員法(昭和25年法律第261)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第11条の規定を適用する。

(規則への委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第36号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の230.0、12月に支給する場合には <u>100分の230.0</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の230.0、12月に支給する場合には <u>100分の235.0</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には <u>100分の230.0</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の235.0</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には <u>100分の232.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 37 号

令和 7 年度福島町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度福島町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,317 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,976,438 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 294,919	千円 368	千円 295,287
	2 国庫補助金	155,891	368	156,259
14 道支出金		182,222	61	182,283
	2 道補助金	44,443	61	44,504
17 繰入金		459,823	29,770	489,593
	2 基金繰入金	458,991	29,770	488,761
19 諸収入		172,749	118	172,867
	5 雑入	81,227	118	81,345
20 町債		596,700	67,000	663,700
	1 町債	596,700	67,000	663,700
歳入合計		4,879,121	97,317	4,976,438

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 51,108	千円 124	千円 51,232
	1 議会費	51,108	124	51,232
2 総務費		661,046	251	661,297
	1 総務管理費	425,974	5	425,979
	3 戸籍住民基本台帳費	24,855	246	25,101
4 衛生費		421,018	246	421,264
	1 保健衛生費	162,905	246	163,151
6 農林水産業費		329,192	432	329,624
	1 農業費	27,013	192	27,205
	2 林業費	75,593	240	75,833
8 土木費		409,385	67,000	476,385
	2 道路橋梁費	163,489	23,000	186,489
	3 河川費	53,958	44,000	97,958
12 諸支出金		251,813	1,458	253,271
	2 特別会計繰出金	248,313	1,458	249,771
13 職員給与費		734,240	27,806	762,046
	1 職員給与費	734,240	27,806	762,046
歳 出 合 計		4,879,121	97,317	4,976,438

第2表 地方債補正（追加）

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	限度額	起債の方法			
町道月崎1号線舗装補修事業債	23,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換ええることができる。	
普通河川茂山川外河道整備事業債	44,000				

# 歲入歲出預算事項別明細書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	千円 294,919	千円 368	千円 295,287
14 道支出金	182,222	61	182,283
17 繰入金	459,823	29,770	489,593
19 諸収入	172,749	118	172,867
20 町債	596,700	67,000	663,700
歳入合計	4,879,121	97,317	4,976,438

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	51,108	124	51,232
2 総務費	661,046	251	661,297
4 衛生費	421,018	246	421,264
6 農林水産業費	329,192	432	329,624
8 土木費	409,385	67,000	476,385
12 諸支出金	251,813	1,458	253,271
13 職員給与費	734,240	27,806	762,046
歳出合計	4,879,121	97,317	4,976,438

特出金	補正額の財源内訳			一般財源
	特定	地方債	その他の	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	124
246	0	0	0	5
183	0	0	0	63
0	0	0	0	432
0	67,000	0	0	0
0	0	0	0	1,458
0	0	0	118	27,688
429	67,000	118	118	29,770

入 歳



## 2 歳入

### 1 3 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費国庫補助金	120,441	246	120,687	1 個人番号カード事業費等補助金	246	個人番号カード事務費補助金	246
3 衛生費国庫補助金	4,643	122	4,765	1 保健衛生費補助金	122	子ども・子育て支援交付金 妊婦のための支援給付費補助金	98 24
計	155,891	368	156,259				

### 1 4 款 道支出金

#### 2 項 道補助金

3 衛生費補助金	8,548	61	8,609	6 保健衛生費補助金	61	子ども・子育て支援交付金 妊婦のための支援給付費補助金	49 12
計	44,443	61	44,504				

### 1 7 款 繰入金

#### 2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	287,615	29,770	317,385	1 財政調整基金繰入金	29,770	財政調整基金繰入金	29,770
計	458,991	29,770	488,761				

19款 諸収入  
5項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 雑入	79,227	118	79,345	4 保険料負担金 収入	118	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入	118
計	81,227	118	81,345				

20款 町債  
1項 町債

6 土木債	219,200	67,000	286,200	1 道路橋梁事業 債	23,000	町道月崎1号線舗装補修事業債	23,000
				2 普通河川河道 整備事業債	44,000	普通河川茂山川外河道整道整備事業債	44,000
計	596,700	67,000	663,700				

歲 出



### 3 歳 出

#### 1 款 議会費

##### 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	区 分	金 額	
1 議会費	51,108	124	51,232			124	3 職員手当等	124	議会運営費 3 議員期末手当 124
計	51,108	124	51,232	0	0	124			

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

1 一般管理費	70,865	5	70,870			5	18 負担金・補助 及び交付金	5	一般管理費 18 福祉協会負担金 5
計	425,974	5	425,979	0	0	5			

#### 2 款 総務費

##### 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	24,855	246	25,101	246			2 給料	148	戸籍住民基本台帳費 2 フルタイム会計年度任用職員給料 148
							3 職員手当等	70	3 時間外勤務手当 3 期末手当(フルタイム) 36
							4 共済費	28	3 勤労手当(フルタイム) 31

2 款 総務費  
3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特定財源 国道支出金	地方債 その他	一般財源			
計	24,855	246	25,101	246	0	0			
								4 共済組合負担金 13	
								4 退職手当組合負担金 15	

4 款 衛生費  
1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	16,215	246	16,461	183	63	2 給料	147	妊婦のための支援給付交付金給付金事業費
				国庫支出金 122		3 職員手当等	70	2 フルタイム会計年度任用職員給料 147
				道支出金 61		4 共済費	29	3 時間外勤務手当 3
								3 期末手当(フルタイム) 36
								3 勤奨手当(フルタイム) 31
								4 共済組合負担金 14
								4 退職手当組合負担金 15
計	162,905	246	163,151	183	63			

6 款 農林水産業費  
1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 其 他		
3 農業振興費	23,938	192	24,130			192	有害鳥獣処理施設管理運営費 2 フルタイム会計年度任用職員給料 127 3 時間外勤務手当 3 3 通勤手当 2 4 共済費 15 3 期末手当(フルタイム) 24 3 勤労手当(フルタイム) 21 4 共済組合負担金 6 4 社会保険料 9	192
計	27,013	192	27,205	0	0	0		

6 款 農林水産業費  
2 項 林業費

4 熊等による被害対策費	34,979	240	35,219			240	熊等による被害対策費 2 フルタイム会計年度任用職員給料 127 3 期末手当(フルタイム) 33 3 勤労手当(フルタイム) 29 4 共済組合負担金 12 4 退職手当組合負担金 39	240
計	75,593	240	75,833	0	0	0		

8 款 土木費  
2 項 道路橋梁費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国道支出金	定 地方債	財 その他	区 分	金 額	
2 道路維持費	113,310	23,000	136,310		23,000 町債		14 工事請負費	23,000	町道舗装補修事業費 23,000 14 町道月崎1号線舗装補修工事費 23,000
計	163,489	23,000	186,489	0	23,000	0			

8 款 土木費  
3 項 河川費

1 河川総務費	53,958	44,000	97,958		44,000 町債		14 工事請負費	44,000	普通河川整備事業費 44,000 14 普通河川茂山川外河道整備工事費 44,000
計	53,958	44,000	97,958	0	44,000	0			

1 2 款 諸支出金  
2 項 特別会計繰出金

1 繰出金	248,313	1,458	249,771			1,458	27 繰出金	1,458	繰出金 1,458 27 介護保険特別会計繰出金 82 27 町立診療所特別会計繰出金 1,376
計	248,313	1,458	249,771	0	0	1,458			

13款 職員給与費  
1項 職員給与費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 所 の 他	財 源 一 般 財 源			
1 職員給与費	560,846	18,415	579,261			18,415	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	職員給与費 2 一般職給 9,084 3 期末手当(特別職) 1,081 3 期末手当(一般職) 2,513 3 管理職手当 1,118 3 時間外勤務手当 177 3 勤勉手当 2,194 3 通勤手当 106 4 共済組合負担金 1,149 4 退職手当組合負担金 989 4 公立学校共済組合負担金 4	
2 会計年度任用職員給与費	173,394	9,391	182,785		118	9,273	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	会計年度任用職員給与費 9,391 1 パートタイム会計年度任用職員報酬 1,778 2 フルタイム会計年度任用職員給料 3,336 3 時間外勤務手当 77 3 期末手当(フルタイム) 771 3 期末手当(パートタイム) 434 3 勤勉手当(フルタイム) 665 3 勤勉手当(パートタイム) 375 4 共済組合負担金 656 4 退職手当組合負担金 566	

13款 職員給与費  
1項 職員給与費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	財 債 所 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
計	734,240	27,806	762,046	0	0	118			21 712
						27,688			4 公立学校共済組合負担金 4 社会保険料

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計				
補正後	長 等	3		22,560	11,027 5.10		333	324	34,244	13,991	48,235	
	議 員	9	25,692		11,450 5.10				37,142	6,542	43,684	
	その他の特別職		10,748						10,748		10,748	
	計	12	36,440	22,560	22,477		333	324	82,134	20,533	102,667	
補正前	長 等	3		22,560	9,946 4.60		333	324	33,163	13,772	46,935	
	議 員	9	25,692		11,326 4.60				37,018	6,542	43,560	
	その他の特別職		10,748						10,748		10,748	
	計	12	36,440	22,560	21,272		333	324	80,929	20,314	101,243	
比 較	長 等				1,081				1,081	219	1,300	
	議 員				124				124		124	
	その他の特別職											
	計				1,205				1,205	219	1,424	

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	118	39,143	339,454	204,158	582,755	159,191	741,946	
補 正 前	118	37,365	326,485	195,476	559,326	155,190	714,516	
比 較		1,778	12,969	8,682	23,429	4,001	27,430	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	4,104	77,565	64,724	5,862	5,901	7,107	32,170	120	1,174
	補正前	4,104	73,718	61,378	5,862	4,783	7,107	31,907	120	1,066	926
	比 較		3,847	3,346		1,118		263		108	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	4,505							
	補正前	4,505								195,476
	比 較									8,682

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円 1,778	給与改定による増	千円 1,778	給与改定による増 1,778
給料	12,969	給与改定による増	12,969	給与改定による増 一般職給 フルタイム会計年度 任用職員給料 9,084 3,885
職員手当	8,682	給与改定による増	8,682	給与改定による増 期末手当(一般職) 勤勉手当(一般職) 管理職手当 時間外勤務手当(一般職) 通勤手当(一般職) 期末手当(フルタイム) 期末手当(パートタイム) 勤勉手当(フルタイム) 勤勉手当(パートタイム) 時間外勤務手当(会計年度) 通勤手当(会計年度) 2,513 2,194 1,118 177 106 900 434 777 375 86 2

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	70		260,544	163,086	423,630	114,129	537,759	
補 正 前	70		251,460	156,978	408,438	112,206	520,644	
比 較			9,084	6,108	15,192	1,923	17,115	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
		補正後	4,104	56,919	47,842	5,862	5,901	7,107	29,573	120	687
	補正前	4,104	54,406	45,648	5,862	4,783	7,107	29,396	120	581	926
	比 較		2,513	2,194		1,118		177		106	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	4,045							
	補正前	4,045								156,978
	比 較									6,108

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 9,084	給与改定による増 9,084	給与改定による増 9,084	
職員手当	千円 6,108	給与改定による増 6,108	給与改定による増 期末手当(一般職) 2,513 勤勉手当 2,194 管理職手当 1,118 時間外勤務手当 177 通勤手当 106	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	48	39,143	78,910	41,072	159,125	45,062	204,187	
補 正 前	48	37,365	75,025	38,498	150,888	42,984	193,872	
比 較		1,778	3,885	2,574	8,237	2,078	10,315	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	通勤手当(費用弁償)	児童手当				計
		補正後	20,646	16,882	2,597	487	460			
	補正前	19,312	15,730	2,511	485	460				38,498
	比 較	1,334	1,152	86	2					2,574

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円 1,778	給与改定による増 1,778	給与改定による増 1,778	
給料	3,885	給与改定による増 3,885	給与改定による増 3,885	
職員手当	2,574	給与改定による増 2,574	給与改定による増 期末手当(フルタイム) 900 期末手当(パートタイム) 434 勤勉手当(フルタイム) 777 勤勉手当(パートタイム) 375 時間外勤務手当 86 通勤手当 2	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

## (3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員以外の職員)

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和7年4月1日現在	平均給料月額 (円)	302,441	219,500
	平均給与月額 (円)	342,656	232,915
	平均年齢 (歳)	38.9歳	62.9歳
令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	277,487	216,200
	平均給与月額 (円)	317,428	229,172
	平均年齢 (歳)	40.3歳	61.9歳

## イ 初任給

(円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度 一般職(一)
高 校 卒	200,300	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000	232,000

## ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年4月1日現在	6級	6	8.8	6級		
	5級	9	13.2	5級		
	4級	16	23.5	4級		
	3級	7	10.4	3級		
	2級	16	23.5	2級	1	100.0
	1級	14	20.6	1級		
	計	68	100.0	計	1	100.0
令和6年4月1日現在	6級	7	10.1	6級		
	5級	9	13.0	5級		
	4級	14	20.3	4級		
	3級	6	8.8	3級		
	2級	17	24.6	2級	1	100.0
	1級	16	23.2	1級		
	計	69	100.0	計	1	100.0

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長(主査)	係長(主査) 主任	主任 主事	主事 主事補

## エ 昇給

区 分	職 員 数 (A) (人)	合計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
本年度	昇給に係る職員数 (B) (人)	61	61		
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)	9	9	
		4号給(人)	52	52	
		5号給(人)			
		6号給(人)			
		7号給(人)			
		8号給(人)			
		9号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)	88.4%	89.7%	-		
前年度	職 員 数 (A) (人)	70	69	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	58	58		
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)	9	9	
		4号給(人)	47	47	
		5号給(人)	1	1	
		6号給(人)	1	1	
		7号給(人)			
		8号給(人)			
9号給(人)					
比 率 (B)/(A) (%)	82.9%	84.1%	-		

## オ 期末手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置	備考
	6月	12月	3月			
本年度	1.250	1.275		2.525	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
前年度	1.250	1.250		2.50	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
国の制度	1.250	1.275		2.525	3級5% 4級~5級10% 6級15%	

カ 勤働手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置
	6月	12月	3月		
本年度	1.050	1.075		2.125	3級5% 4級～5級10% 6級15%
前年度	1.050	1.050		2.10	3級5% 4級～5級10% 6級15%
国の制度	0～1.95	0～1.95		0～3.9	3級5% 4級～5級10% 6級15%

キ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	

ク 地域手当

支給対象地域	札幌市
支給率 (%)	4%
支給対象職員数 (人)	0人
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4%

ケ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.03	
支給対象職員の比率(%)	4.3	
代表的な特殊勤務手当の名称	蜂取扱作業手当	

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異	手当の上限額 27,000円、家賃の下限額12,000円
通勤手当	同 じ	

議案第38号

令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ549,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

福島町長 鳴海 清春



# 保険事業勘定



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 136,641	千円 164	千円 136,805
	2 国庫補助金	53,940	164	54,104
3 支払基金交付金		133,451	178	133,629
	1 支払基金交付金	133,451	178	133,629
4 道支出金		77,160	82	77,242
	2 道補助金	6,622	82	6,704
6 繰入金		83,739	82	83,821
	1 一般会計繰入金	82,263	82	82,345
歳入合計		549,295	506	549,801

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		千円 42,395	千円 888	千円 43,283
	1 介護予防・生活支援サ ービス事業費	17,597	241	17,838
	2 一般介護予防事業費	5,284	242	5,526
	3 包括的支援事業費	18,309	405	18,714
4 基金積立金		9,815	382	9,433
	1 基金積立金	9,815	382	9,433
歳 出	合 計	549,295	506	549,801

**歳入歳出予算事項別明細書**  
**(保険事業勘定)**



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	千円 136,641	千円 164	千円 136,805
3 支払基金交付金	133,451	178	133,629
4 道支出金	77,160	82	77,242
6 繰入金	83,739	82	83,821
歳入合計	549,295	506	549,801

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費	千円 42,395	千円 888	千円 43,283
4 基金積立金	9,815	382	9,433
歳出合計	549,295	506	549,801

特 国 道 支 出 金	補正額の財源内訳			一 般 財 源
	定 地 方 債	そ の 他	源	
千円 246	千円 0	千円 260	千円 382	
0	0	0	382	
246	0	260	0	0

入 歳



2 歳入

2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 地域支援事業交付金	13,245	164	13,409	1 地域支援事業 交付金現年度 分	164	介護予防・日常生活支援総合事業交付金	164
計	53,940	164	54,104				

3 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	6,145	178	6,323	1 現年度分	178	現年度分交付金	178
計	133,451	178	133,629				

4 款 道支出金

2 項 道補助金

1 地域支援事業交付金	6,622	82	6,704	1 地域支援事業 交付金現年度 分	82	介護予防・日常生活支援総合事業交付金	82
計	6,622	82	6,704				

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金	6,622	82	6,704	1 現年度分	82	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	82
計	82,263	82	82,345				



歳

出



### 3 歳 出

#### 3 款 地域支援事業費

##### 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特	定	財	区	金	
道	方	の	他	一	般	財	源		
1 介護予防・生活支援サービス事業費	17,352	241	17,593	113	128	128	144	241	介護予防・生活支援サービス事業費
				国庫支出金	支払基金交	支払基金交	144	241	2 フルタイム会計年度任用職員給料
				76	付金	付金	68	3	3 時間外勤務手当
				道支出金	85	85		3	3 期末手当(フルタイム)
				37	繰入金	繰入金	29	3	3 勤勉手当(フルタイム)
					43	43		4	4 共済組合負担金
計	17,597	241	17,838	113	0	128			4 退職手当組合負担金
									15

#### 3 款 地域支援事業費

##### 2 項 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	5,284	242	5,526	117	125	125	144	242	一般介護予防事業費
				国庫支出金	支払基金交	支払基金交	144	242	2 フルタイム会計年度任用職員給料
				80	付金	付金	70	3	3 時間外勤務手当
				道支出金	93	93		3	3 期末手当(フルタイム)
				37	繰入金	繰入金	28	3	3 勤勉手当(フルタイム)
					32	32		4	4 共済組合負担金
計	5,284	242	5,526	117	0	125			4 退職手当組合負担金
									15

介護保険特別会計(保険事業勘定)

3款 地域支援事業費  
3項 包括的支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	金額	説明
				特 国道支出金	地方 債	財源 その他			
1 包括的支援事業費	18,309	405	18,714	16		7	212	包括的支援事業費	
				国庫支出金		繰入金		2 一般職給	
				道支出金			146	3 期末手当(一般職)	
								3 時間外勤務手当	
							47	3 勤労手当	
								3 通勤手当	
								4 共済組合負担金	
								4 退職手当組合負担金	
計	18,309	405	18,714	16	0	7			

4款 基金積立金  
1項 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	9,815	382	9,433				382	介護給付費準備基金積立金
								24 積立金
計	9,815	382	9,433	0	0	0		

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	給 与 費								共済費	合 計	備 考
	人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150					150		150	
	計	10	150					150		150	
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150					150		150	
	計	10	150					150		150	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	4		13,503	6,835	20,338	5,567	25,905	
補 正 前	4		13,003	6,551	19,554	5,463	25,017	
比 較			500	284	784	104	888	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	36	3,020	2,530	203		234	607	80	125
	補正前	36	2,881	2,409	203		234	588	80	120	
	比 較		139	121				19		5	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後								
	補正前									6,551
	比 較									284

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円	千円		
給料	500	給与改定による増	500 給与改定による増 一般職給料 212 フルタイム会計年度 任用職員給料 288	
職員手当	284	給与改定による増	284 給与改定による増 期末手当(一般職) 68 勤勉手当(一般職) 60 時間外勤務手当 (一般職) 13 通勤手当(一般職) 5 期末手当(フルタイム) 71 勤勉手当(フルタイム) 61 時間外勤務手当 (フルタイム) 6	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		8,086	4,638	12,724	3,429	16,153	
補 正 前	2		7,874	4,492	12,366	3,382	15,748	
比 較			212	146	358	47	405	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
	補正後	36	1,880	1,582	203			234	498	80	125
補正前	36	1,812	1,522	203			234	485	80	120	
比 較		68	60					13		5	

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後									
補正前										4,492
比 較										146

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	千円 212	給与改定による増 千円 212	給与改定による増 212	
職員手当	146	給与改定による増 146	給与改定による増 期末手当 68 勤勉手当 60 時間外勤務手当 13 通勤手当 5	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		5,417	2,197	7,614	2,138	9,752	
補 正 前	2		5,129	2,059	7,188	2,081	9,269	
比 較			288	138	426	57	483	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時間外 勤務手当	通勤手当					計
	補正後	1,140	948	109						
補正前	1,069	887	103							2,059
比 較	71	61	6							138

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円	千円		
給料	288	給与改定による増 288	給与改定による増 288	
職員手当	138	給与改定による増 138	給与改定による増 期末手当 71 勤勉手当 61 時間外勤務手当 6	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和7年4月1日現在	平均給料月額 (円)	328,050	
	平均給与月額 (円)	367,822	
	平均年齢 (歳)	59.11歳	
令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	381,850	
	平均給与月額 (円)	426,549	
	平均年齢 (歳)	58.11歳	

## イ 初任給

(円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度 一般職(一)
高 校 卒	200,300	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000	232,000

## ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年4月1日現在	6級		0.0 (0)	6級		0.0 (0)
	5級		0.0 (0)	5級		(0)
	4級	2	100.0 (0)	4級		0.0 (0)
	3級		0.0 (0)	3級		0.0 (0)
	2級		0.0 (0)	2級		0.0 (0)
	1級		0.0 (0)	1級		0.0 (0)
	計	2 (0)	100.0 (0)	計	0 (0)	0.0 (0)
令和6年4月1日現在	6級		0.0 (0)	6級		0.0 (0)
	5級		0.0 (0)	5級		(0)
	4級	2	100.0 (0)	4級		0.0 (0)
	3級		0.0 (0)	3級		0.0 (0)
	2級		0.0 (0)	2級		0.0 (0)
	1級		0.0 (0)	1級		0.0 (0)
	計	2 (0)	100.0 (0)	計	0 (0)	0.0 (0)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長(主査)	係長(主査) 主任	主任 主事	主事 主事補

## エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
本年度	職 員 数 (A) (人)	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)			
		5号給(人)			
		6号給(人)			
		7号給(人)			
		8号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)	0.0%	0.0%			
前年度	職 員 数 (A) (人)	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)			
		5号給(人)			
		6号給(人)			
		7号給(人)			
		8号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)	0.0%	0.0%			

## オ 期末手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置	備考
	6月	12月	3月			
本年度	1.250	1.275		2.525	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
前年度	1.250	1.250		2.50	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
国の制度	1.250	1.275		2.525	3級5% 4級~5級10% 6級15%	

カ 勤働手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置
	6月	12月	3月		
本年度	1.050	1.075		2.125	3級5% 4級～5級10% 6級15%
前年度	1.050	1.050		2.10	3級5% 4級～5級10% 6級15%
国の制度	0～1.95	0～1.95		0～3.9	3級5% 4級～5級10% 6級15%

キ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	

ク 地域手当

支給対象地域	札幌市
支給率 (%)	4%
支給対象職員数 (人)	0人
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4%

ケ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.65	
支給対象職員の比率(%)	100.0	
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当	

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異	手当の上限額 27,000円、家賃の下限額12,000円
通勤手当	同 じ	

議案第39号

令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

令和7年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,842千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 44,400	千円 1,376	千円 45,776
	1 他会計繰入金	44,400	1,376	45,776
歳入合計		126,466	1,376	127,842

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 47,249	千円 1,376	千円 48,625
	1 総務管理費	47,249	1,376	48,625
歳 出 合 計		126,466	1,376	127,842



# 歲入歲出預算事項別明細書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	千円 44,400	千円 1,376	千円 45,776
歳入合計	126,466	1,376	127,842

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 47,249	千円 1,376	千円 48,625
歳	126,466	1,376	127,842
出			
計			

補正額の財源内訳					
特 国 道 支 出 金	定 地 方 債		源 の 他		一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	
0	0	0	1,376	0	0
0	0	0	1,376	0	0

入 歳



## 2 歳入

### 2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	44,400	1,376	45,776	1 一般会計繰入金	1,376	一般会計繰入金	1,376
計	44,400	1,376	45,776				



歲 出



### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国道支出金	財 源				
					地方債	その他			
1 一般管理費	47,249	1,376	48,625		1,376		795	一般管理費 1,376	
					繰入金			2 一般職給 649	
							423	2 フルタイム会計年度任用職員給料 146	
								3 期末手当(一般職) 177	
							158	3 時間外勤務手当 29	
								3 勤労手当 150	
								3 期末手当(フルタイム) 36	
								3 勤労手当(フルタイム) 31	
								4 共済組合負担金 78	
								4 退職手当組合負担金 80	
計	47,249	1,376	48,625	0	1,376	0			



# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	6		20,979	11,160	32,139	8,338	40,477	
補 正 前	6		20,184	10,737	30,921	8,180	39,101	
比 較			795	423	1,218	158	1,376	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	181	4,486	3,662	535		582	1,283	200	51
	補正前	181	4,273	3,481	535		582	1,254	200	51	
	比 較		213	181				29			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	180							
	補正前	180								10,737
	比 較									423

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円	千円		
給料	795	給与改定による増	給与改定による増 一般職給料 649 フルタイム会計年度 任用職員給料 146	
職員手当	423	給与改定による増	給与改定による増 期末手当(一般職) 177 勤勉手当(一般職) 150 時間外勤務手当 (一般職) 26 期末手当(フルタイム) 36 勤勉手当(フルタイム) 31 時間外勤務手当 (フルタイム) 3	

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	5		18,459	10,131	28,590	7,343	35,933	
補 正 前	5		17,810	9,778	27,588	7,213	34,801	
比 較			649	353	1,002	130	1,132	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後		181	3,955	3,215	535		582	1,232	200	51
補正前		181	3,778	3,065	535		582	1,206	200	51	
比較			177	150				26			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後		180							
補正前		180								9,778
比較										353

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 649	給与改定による増	千円 649 給与改定による増	649
職員手当	353	給与改定による増	353 給与改定による増 期末手当 177 勤勉手当 150 時間外手当 26	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	1		2,520	1,029	3,549	995	4,544	
補 正 前	1		2,374	959	3,333	967	4,300	
比 較			146	70	216	28	244	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	通勤手当					計
	補正後		531	447	51					
補正前		495	416	48						959
比較		36	31	3						70

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円		千円	
給料	146	給与改定による増	146 給与改定による増	146
職員手当	70	給与改定による増	70 給与改定による増 期末手当 36 勤勉手当 31 時間外勤務手当 3	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和7年4月1日現在	平均給料月額 (円)	300,381	
	平均給与月額 (円)	340,389	
	平均年齢 (歳)	45.1歳	
令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	271,440	
	平均給与月額 (円)	304,680	
	平均年齢 (歳)	42.2歳	

## イ 初任給

(円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度 一般職(一)
高 校 卒	200,300	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000	232,000

## ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年4月1日現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級	2	40.0	4級		
	3級			3級		
	2級	2	40.0	2級		
	1級	1	20.0	1級		
	計	5	100.0	計		
令和6年4月1日現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級	1	20.0	4級		
	3級	1	20.0	3級		
	2級			2級		
	1級	3	60.0	1級		
	計	5	100.0	計		

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長(主査)	係長(主査) 主任	主任 主事	主事 主事補

## エ 昇給

区分	職員数 (A) (人)	合計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
本年度	職員数 (A) (人)	5	5		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4		
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)	4	4	
		5号給(人)			
		6号給(人)			
		7号給(人)			
		8号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)	80.0%	80.0%			
前年度	職員数 (A) (人)	5	5		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4		
	号給数別内訳	1号給(人)	2	2	
		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)	2	2	
		5号給(人)			
		6号給(人)			
		7号給(人)			
		8号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)	80.0%	80.0%			

## オ 期末手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置	備考
	6月	12月	3月			
本年度	1.250	1.275		2.525	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
前年度	1.250	1.250		2.50	3級5% 4級~5級10% 6級15%	
国の制度	1.250	1.275		2.525	3級5% 4級~5級10% 6級15%	

カ 勤働手当

区分	支給期支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階の級等による加算措置
	6月	12月	3月		
本年度	1.050	1.075		2.125	3級5% 4級～5級10% 6級15%
前年度	1.050	1.050		2.10	3級5% 4級～5級10% 6級15%
国の制度	0～1.95	0～1.95		0～3.9	3級5% 4級～5級10% 6級15%

キ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(3～45%加 算)	

ク 地域手当

支給対象地域	札幌市
支給率 (%)	4%
支給対象職員数 (人)	0人
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4%

ケ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.71	
支給対象職員の比率(%)	100.0	
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当	

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異	手当の上限額 27,000円、家賃の下限額12,000円
通勤手当	同 じ	